



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル 6F

TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email : info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2017年2月22日(水)

源泉税は支払調書で確認を 一口馬主の確定申告

小口でもなれる！競走馬の「一口馬主」

競走馬の馬主（うまぬし）といえば、昔からお金持ちのステータスですが、数十万円からの小口の出資で間接保有ができる「一口馬主」という制度があります。

この制度は「愛馬会法人」「クラブ法人」という2つの法人と「匿名組合契約」を用いて組成されています。

一口馬主 →愛馬会法人	一口馬主が愛馬会法人に出資（匿名組合契約）。その出資を基に愛馬会法人が競走馬取得。
愛馬会法人 →クラブ法人	愛馬会法人の競走馬をクラブ法人に現物出資（匿名組合契約）。クラブ法人が法律上の馬主資格を有する。

クラブ法人は競走馬をレースに出走させ、獲得した賞金を「JRA→クラブ法人→愛馬会法人→一口馬主」と順次分配していきますが、各段階で源泉徴収が行われます。

JRA →クラブ(匿組)	(賞金-50万円)×10.21% を源泉徴収
クラブ(匿組) →愛馬会(匿組)	匿名組合契約等に基づく利益 分配金×20.42%の源泉
愛馬会(匿組) →一口馬主	匿名組合契約等に基づく利益 分配金×20.42%の源泉

なんでこのような形態になったのか？

この制度は、匿名組合というパススルー事業体を用いた投資スキームとはなっていますが、もともと節税目的で作った仕組みという訳ではなさそうです。

1971年、競馬法改正により名義貸し禁止が明文化され、共同馬クラブが解散の危機に陥りました。そのクラブの一つが存続のため、商法の匿名組合を使った運営手法を考案し、他のクラブもそれに続いたということのようです（このような経緯からか、十数年前までは業界独特の源泉徴収が行われていたようです）。

20万円超の場合には「雑所得」で確定申告

「一口馬主」が受取る匿名組合の利益分配金は所得税法上、「雑所得」に該当します。この場合、給与所得者は、他の給与・退職所得以外の所得が20万円を超えるときには、確定申告が必要となります。

収入金額（分配額のうち利益部分）から会費など必要経費を控除した金額が雑所得の金額となります。源泉徴収額は、愛馬会から送られてきた「匿名組合契約等の利益の分配の支払調書」を確認して下さい。



複数クラブ内の各馬の損益通算は可能で、税金が還付されるケースもあります！